

一般社団法人軽貨物ロジスティクス協会 定款

平成29年12月6日定款作成

一般社団法人軽貨物ロジスティクス協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人軽貨物ロジスティクス協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、物流を通じて社会貢献し、事業発展・交流をサポートすること及び当法人の会員相互の支援、交流、連絡等により会員に共通する利益を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 物流運送全般事業
- 2 共同購買に関する事業
- 3 共同宣伝に関する事業
- 4 共同受注に関する事業
- 5 教育・情報に関する事業
- 6 福利厚生に関する事業
- 7 研修、セミナー、講演、交流会等を開催する事業
- 8 寄付金の募集及び義賛施設への寄付活動
- 9 物流事業に関する会員相互の支援事業
- 10 物流事業に関する会員相互の交流事業
- 11 前各号に附帯する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により、当法人の社員になった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 7 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 1 本定款その他の規則に違反したとき。
- 2 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 6か月以上会費を滞納したとき。
- 2 総社員の同意があったとき。
- 3 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(社員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 社員が前 3 条によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての資格を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れるものではない。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既に支払われている入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事及び監事の選任及び解任
- 3 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- 4 定款の変更
- 5 解散及び残余財産の処分
- 6 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後 3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 1 社員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 その他法令で定めた事項

(代理)

第 19 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 20 条 理事会の決議に基づき、社員は、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

(決議及び報告の省略)

第 21 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

ときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 22 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第4章 役員

(役員)

- 第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上 10名以内
- 2 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

- 第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令又はこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと

する

- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第28条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 3 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

(報酬等)

第29条 理事及び監事は原則として無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1 業務執行の決定
- 2 理事の業務執行の監督
- 3 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 96 条の要件を満たすときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

○ 第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期とする
(事業報告及び決算)

- 第 37 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出しなければならない。
- 1 事業報告及びその付属明細書
- 2 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

- 第 38 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

○ 第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

- 第 39 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 30 年 5 月 31 日までとする。
(設立時の役員)

- 第 40 条 当法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 遠山 肇、岩本敦訓、瀬戸口敦、鈴木 淳、中川晃徳、

関根和雄、蓮沼綾仁、永井弘明、吉川直樹

設立時監事 白石 稔

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 千葉県浦安市明海三丁目2番10-401号海闊の街

設立時社員 遠山 翔

住 所 埼玉県草加市谷塚上町672番地42

設立時社員 岩本敦詞

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人軽貨物ロジスティクス協会を設立するため、設立時社員遠山翔、同岩本敦詞の定款作成代理人司法書士吉田静代は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名する。

平成29年12月6日

設立時社員 遠山 翔

設立時社員 岩本敦詞

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 吉田 静代

